

松園

二割五分乃至五割

曾根原

三割

滞納小作料漁期延期

筑紫郡

三割乃至五割

金川

二割乃至三割

黒崎

五割

要求

中にて未解決のままである。

高田支部

昭和五年洪水の被害をうけたために被災者要求してゐたが本年一月中

金川支部

地主灰清が組合員中村野村兩名の小作人六十二俵の差押をやつた上に

同上六割減率議員月百円をとつて解決した。

一月七日立入禁止までやろうとしたので監視隊は組合員を労員して執憲

吏を追ひかへし地主灰清宅におしかけ感田支部未組織の農民三百余名

の応援をうけついに監官隊との亂斗となり九十余名の被束者を

だした(金川支部六千余名内組合員五十名)起訴十七名の申公判は七

月五六七日小倉裁判所で暴力行為公務執行妨害傷害のそとに

行方不明

久利喜八君八ヶ月山下寅祐君六ヶ月他十四名執行猶予一年無罪
中村野村の小作人滞納唐四年分はボービキ五百円の見舞金をとつて
解決した、明治礦業所に稻落地向題で交渉してゐる。

感田支部

一月六日発会式を挙げ七日の金川事件には三千余名の被束者を出した

が小作米減免運動をやり、六割減一俵四十石の争議費用をとつた

市民委員会活動として低利資金の交付延期を市当局に要求し未

組合市民五十余名の署名をとり、区長選舉では一六九名の投票を

得当選(柴村(重君三四八)十月五日)

三菱稻若地損害補償の斗争では次のやうにして損害金を出すことにして最高二俵

とつた。

植木支部

地主有田 小作人島田 反別三反

六月三日地主を引上げやうとしたので感田支部の応援をうけ土地は小作人に取り返して余分の組合員が獲得された。

六百五十石の借金六百五十円の借金のために七月十九日空地の競賣をさへやうとしたが、組合員の応援で競賣をやめさせ借金は四百円に

マダニセ、三ヶ年スエズキ、そのうえ十円の米當代をとつた。

黒崎支部

水利問題で八月三日から地主高島孫八郎外七數名と争つて野菜の損

害金反当り八十五円から百五十円合計三千四百余円をとり争議費二百七十円をとつた。

区整では一戸十七戸百五十円の争議費用をとつた。(以上神奈班)

藤田区、高柳区では区劃整理課にて市当局に離作料四

四五六十石を要求してゐる(調停)

志摩支部

十月二日、磯崎君の煙草の取上げに北九州地区から七十九名を動員して

煙を耕作し野菜をウエーフルたが五月二十八日四年間の争議を解決

した、解決条件

六昭和四年度不レビキ、二五年度二割六年度三割五分(二五年度五年算賦)